# 梨県公

号外第六十一号

平成二十年 十月十七日

金

2

曜

### $\Box$ 山梨県県税条例 山梨県立自然公園条例

山梨県特定非営利活動促進法施行条例

公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例

条例について規定の整備を行うこととした。 山梨県職員の派遣等に関する条例」に改められることに伴い、附則において次の関係 「公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」 の題名が「公益的法人等への

山梨県職員定数条例

山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

山梨県教育委員会職員等定数条例

3 政改革推進課) この条例は、平成二十年十二月一日から施行することとした。 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十二号)(行

1 上に資する活動を行う者を加えることとした。 議会、山梨県考古博物館協議会及び山梨県文学館協議会の委員の要件に家庭教育の向 図書館法及び博物館法の一部改正に伴い、山梨県図書館協議会、山梨県立美術館協

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例......四山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例......四山梨県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例......四

山梨県手数料条例の一部を改正する条例......ニ 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例......

山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例..... 山梨県警察組織条例の一部を改正する条例......五

条例のあらまし

備に関する条例・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整

例・地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条

目

次

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例 (条例第四十三号) (医務課)

保健師助産師看護師法の一部改正にかんがみ、別表第二に次の手数料を加えること

とした。

准看護師再教育研修手数料

戒告処分を受けた者 四万三千円

(2) 三年以内の業務の停止又は免許の取消処分を受けた者)(() 八万六千円

准看護師再教育研修修了登録申請手数料 五千六百円

准看護師再教育研修修了登録証書換交付手数料 三千四百円 四千百円

准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (条例第四十四号) (長

介護保険財政安定化基金の積立て等の状況にかんがみ、市町村から徴収する財政安

定化基金拠出金を算定するための割合を、千分の一から零に改めることとした。

この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。 山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十五号)

梨県公報号外 第六十一号 平成二十年十月十七日 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、次の関係条例につい

般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関す

Щ

て規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県附属機関の設置に関する条例 選挙長等の報酬及び費用弁償条例 山梨県非常勤職員の報酬及び費用弁償条例

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

を行うこととした。

第四十号)(人事課)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、次の関係条例について規定の整備

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例

る条例 (条例第四十一号) (私学文書課)

( 県立病院経営企画室 )

- ととした。 医療法施行令等の一部改正に伴い、県立病院の診療科目について次の改正を行うこ
- 又は新設することとした。 県立中央病院の診療科目のうち詳細な広告が可能となったものについて細分化し、
- ったものを削除することとした。 県立中央病院及び県立北病院の診療科目のうち、 広告することが認められなくな
- この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第四十六号)(衛生薬務課)

- 報告することを加えることとした。 場合又は食品等が食品衛生法に違反して製造された等の事実を発見した場合に知事に やかに講じるため、食品等事業者が公衆衛生上講ずべき措置に、製造した食品等に起 因し、若しくは起因すると疑われる健康被害に関する情報の提供を消費者から受けた 食品による薬物中毒事案等を早期に探知し、被害の拡大を防止するための対策を速
- 2 この条例は、平成二十一年一月一日から施行することとした。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例(条例第四十七号)(警察本部警務課)

- とを加えることとした。 救済するための給付金の支給に関する法律第三条第一項に規定する給付金に関するこ 警察法施行令の一部改正に伴い、警務部の所掌事務にオウム真理教犯罪被害者等を
- 2 この条例は、平成二十年十二月十八日から施行することとした 山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十八号)(議会)
- この条例は、公布の日から施行することとした。 地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2

### 条 例

公布する。 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに

平成二十年十月十七日

山梨県知事 内 正

明

### 山梨県条例第四十号

(山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正) 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第六十三号)の一部を次のように改正する。 山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年山梨県条例

題名を次のように改める

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

一条の見出しを「(議員報酬)」に改め、 同条中「報酬」を「議員報酬」に改め

「報酬」を「議員報酬」に改める。 第二条の見出し中「報酬」を「議員報酬」に改め、 同条中「日割」を「日割り」に、

第三条 (見出しを含む。) 中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第五条第二項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

第六条中「報酬」を「議員報酬」に改める

( 山梨県非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第二条 山梨県非常勤職員の報酬及び費用弁償条例 (昭和三十二年山梨県条例第二十三

号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百三条第一項」を「第二百三条の二第一項」に改める

(選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

を次のように改正する。

選挙長等の報酬及び費用弁償条例 (昭和四十六年山梨県条例第三十号)の一部

第一条中「第二百三条」を「第二百三条の二」に改める。

( 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正)

次のように改正する。 山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を

に改める。 別表第一第一号の表山梨県特別職報酬等審議会の項中「報酬の」を「議員報酬の」

この条例は、 公布の日から施行する。

条例をここに公布する。 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する

平成二十年十月十七日

# 山梨県条例第四十一号

山梨県知事

横

内

正

明

する条例 般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関

(山梨県立自然公園条例の一部改正)

第一条 山梨県立自然公園条例(昭和三十二年山梨県条例第七十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。 第二十六条第一項中「目的として設立された民法 (明治二十九年法律第八十九号)

(山梨県県税条例の一部改正)

第二条 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正

六月一日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。)」を 第百十五条の六第三号中「財団法人日本自動車査定協会」の下に「(昭和四十一年

( 山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

部を次のように改正する。 山梨県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年山梨県条例第三十四号)の一

条第一項 (法人の設立の時に関する部分に限る。)、法第二十八条第一項」を「、第 二十八条第一項」に改める。 第十条第一項中「において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十一

する部分に限る。)、法第二十八条第一項」を「、第二十八条第一項」に改める。 第十一条第一項中「において準用する民法第五十一条第一項 (法人の設立の時に関

第四条 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例 (平成十三年山梨県条例第四 ( 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例の一部改正 ) 十三号)の一部を次のように改正する

題名を次のように改める。

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例

を「公益的法人等への職員」に改める 法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」 第一条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」 を「公益的

### 則

(施行期日)

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

(山梨県職員定数条例等の一部改正)

- 「公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」に改める。 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」 を
- 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭 山梨県職員定数条例(昭和二十八年山梨県条例第二十二号)第十条第一項第八号

和四十六年山梨県条例第四十七号)第四条第五号

Ξ 項第八号 山梨県教育委員会職員等定数条例(平成十四年山梨県条例第二十二号)第三条第

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十年十月十七日

山梨県知事 横 内 正

明

# 山梨県条例第四十二号

うに改正する。

山梨県附属機関の設置に関する条例 (昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のよ 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

議会の項委員の要件の欄中第三号を第四号とし、 の項委員の要件の欄、山梨県考古博物館協議会の項委員の要件の欄及び山梨県文学館協 別表第一第二号の表山梨県図書館協議会の項委員の要件の欄、 第二号の次に次の一号を加える。 山梨県立美術館協議会

家庭教育の向上に資する活動を行う者

この条例は、 公布の日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第四十三号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

別表第二の十八の項の次に次のように加える。 山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

十八の二 保健師助産師看護師法第 准看護師再教育研修の実施 十五条の二第二項の規定に基づく 准看護師再教育 研修手数料 1 受けた者 は第三号に掲げる処分を 第十四条第二項第二号又 四万三千円 掲げる処分を受けた者 第十四条第二項第一号に 保健師助産師看護師法 保健師助産師看護師法 八万六千円

Щ

教育研修修了登録証の再交付十六条の規定に基づく准看護師再十八の五(保健師助産師看護師法第	教育研修修了登録証の書換交付十六条の規定に基づく准看護師再十八の四(保健師助産師看護師法第	の登録の申請に対する審査 十五条の二第四項の規定に基づく 十五条の二第四項の規定に基づく
再交付手数料研修修了登録証准看護師再教育	書換交付手数料 研修修了登録証 准看護師再教育	請手数料研修修了登録申
四千百円	三千四百円	五千六百円

状の書換え交付手数料」を「看護婦免状又は看護人免状の書換交付手数料」に改める。 付」を「基づく看護婦免状又は看護人免状の書換交付」に、「看護婦免状又は看護人免 換え交付」を「の書換交付」に、「保健婦免状書換え交付手数料」を「保健婦免状書換 え交付手数料」を「准看護師免許証書換交付手数料」に改め、同表二十二の項中「の書 交付手数料」に改め、同表二十三の項中「基づく看護婦免状又は看護人免状の書換え交 別表第二の十九の項中「の書換え交付」を「の書換交付」に、「准看護師免許証書換

### 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

## 山梨県条例第四十四号

山梨県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

山梨県介護保険財政安定化基金条例(平成十二年山梨県条例第十号)の一部を次の

ように改正する。

第二条中「千分の一」を「零」に改める。

### 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

山梨県知事 横 内

正

明

# 山梨県条例第四十五号

山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県営病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十五号)の一

部を次のように改正する。

(病院の診療科目等)

第三条を次のように改める。

第三条 病院の診療科目は、次のとおりとする。

中央病院

内科 (呼吸器

内科 (消化器)

内科 (循環器)

内科 (腎臓)

内科 (血液)

内科 (内分泌)

アレルギー科

チ リウマチ科

IJ 精神科

ヌ 神経内科

小児科

ヲ 外科

ワ 整形外科

カ

形成外科

∃ 脳神経外科

タ 心臓血管外科

小児外科

ツ 泌尿器科

皮膚科

産科

ネ

婦人科

ラ

眼科

耳鼻いんこう科

麻酔科

四

リハビリテーション科

放射線治療科 放射線診断科

臨床検査科 病理診断科

救急科

歯科口腔外科

精神科

二 北病院

病院の病床数は、次のとおりとする。 中央病院

結核病床 二十床 一般病床 六百六十九床

感染症病床 二床

二 北病院

精神病床 二百床

この条例は、 公布の日から施行する。

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

山梨県知事 内 正 明

### 山梨県条例第四十六号

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

改正する。 山梨県食品衛生法施行条例 (平成十二年山梨県条例第十一号)の一部を次のように

別表第一第一号ワを次のように改める

情報の提供等

に関する情報を消費者に提供すること。 製造し、加工し、調理し、又は販売する食品等、器具及び容器包装の安全性

のに限る。)に関する情報の提供を消費者から受けた場合又は食品等、器具若 に起因し、 製造し、加工し、調理し、若しくは販売した食品等、器具若しくは容器包装 くは容器包装が法に違反して製造され、 若しくは起因すると疑われる健康被害(医師により診断されたも 加工され、 調理され、 若しくは販

売された事実を発見した場合は、速やかにその旨を知事に報告すること。

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十年十月十七日 山梨県知事 横

内

正

明

# 山梨県条例第四十七号

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例

山梨県警察組織条例(昭和三十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正す

(主) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成第三条第二号中齿を法とし、宣を齿とし、宣を宣とし、(二の次に次のように加える。) 二十年法律第八十号)第三条第一項に規定する給付金に関すること。

この条例は、平成二十年十二月十八日から施行する。

山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十年十月十七日

山梨県知事

横 内 正

明

山梨県条例第四十八号

山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

ように改正する。 山梨県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年山梨県条例第二号)の一部を次の

第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に改め

この条例は、公布の日から施行する。

Щ

梨

県

山梨
山梨県公報号外
与 外
第六十一号
平成二十年十月十七日
十七日
六